

答 申 第 2 6 号
平成 27 年 2 月 6 日

仙台市長 奥山 恵美子 様
(太白区保健福祉センター障害高齢課)

仙台市個人情報保護審議会
会 長 飯 島 淳 子

仙台市個人情報保護条例第 41 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 26 年 9 月 1 日付け H26 太保障第 1566 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 3 2 号 「平成 23 年 5 月 1 日から平成 26 年 6 月 17 日までの相談記録」の個人情報一部開示決定処分に対する異議申立て

答 申
(諮問第 32 号)

1 審議会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「太白区障害高齢課で保有する平成 23 年 5 月 1 日から平成 26 年 6 月 17 日までの私事すべての記録」の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 6 月 30 日付けで、「平成 23 年 5 月 1 日から平成 26 年 6 月 17 日までの市民の声回答報告書、送付書及び処理記録票」ほか 4 件の公文書に記録された個人情報について開示決定を、「平成 23 年 5 月 1 日から平成 26 年 6 月 17 日までの相談記録」の公文書に記録された個人情報について一部開示決定を、それぞれ行った。

本件異議申立ては、実施機関の行った一部開示決定の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、概ね次のように要約できる。

相談記録のうち、一部開示決定において非開示とされた部分は、すべて申立人が知り得る範囲の記載であるため、開示されるべきである。

申立人に関する情報が記載された文書について、開示された文書の他にも開示対象となる文書がある。特に、こころの健康相談の予約を管理した書類については、申立人が本件とは別の公文書開示請求において、平成 26 年 9 月 8 日付けで一部開示決定された「こころの健康相談結果記録」の他にも申立人の予約を管理した公文書が存在するはずであるので、開示されるべきである。

実施機関は、目的外の取得など、条例に違反する個人情報の収集を行っている。

開示された文書について、申立人が認識している事実と異なる記載がある。

以上のとおり実施機関は条例に違反していることから、異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求めるものである。

4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭による説明において主張している主な内容は次のとおりである。

(1) 本件一部開示決定について

本件一部開示決定において、条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当する部分については非開示とした。その理由は以下のとおりである。

① 条例第 17 条第 2 号該当性について

一部開示とした相談記録には、申立人以外の第三者の氏名、電話番号及び相談内容等が記載されている。これらの情報は、条例第 17 条第 2 号ただし書イの申立人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、相談内容等は識別性を除いたとしても、開示することにより当該第三者の権利利益を害するおそれがあるため、条例第

17 条第 2 号に該当する。

② 条例第 17 条第 6 号該当性について

実施機関においては、高齢者の保健福祉に関する様々な相談と支援を行っている。相談を受けるにあたっては、相談者の主訴に応えるだけでなく高齢者の健康状態や生活状況等を総合的に把握し支援するものである。その相談記録は、家族状況、生活状況を含めた相談内容やその解決、改善のための指導、専門的見地からの助言などを記録し、継続的な相談業務を行うための文書である。

また相談記録には、申立人自身が述べた内容や対応した職員の観察、分析、判断、対応、方針等が記載されている。これらの記載事項については、申立人の認識と異なる場合もある。この内容を申立人に開示することで、実施機関の職員個人に対する抗議や内容の修正要求の対象になりかねず、それを回避するあまり、本来の当該相談の目的とするところの問題解決、改善に向けての正確な情報の記載がされず、適切で効果的な相談ができず相談業務そのものの遂行に支障が生じるおそれがある。

現に、本件開示請求に先立ち、申立人からの平成 26 年 3 月 17 日付け個人情報開示請求において、本件異議申立てに係る公文書と同様の文書について非開示事項を除いて可能な限りにおいて開示したところであるが、その後実施機関の職員が、申立人から申立人の認識と異なる記載事項について、平成 26 年 4 月から 9 月までの間において、のべ 2,800 時間にも及ぶ再三の電話による質問や抗議を受け、問題解決や改善に向けての適切で効果的な業務ができない状況が続いているところである。本件においても開示することにより、相談業務そのものの遂行に支障が生じるおそれは高いものと推察することから、条例第 17 条第 6 号に該当する。

相談者は内容について秘密が守られることを前提に相談するものであり、その前提が崩れると相談業務そのものの遂行に支障が生じるおそれがある。そのため、申立人以外の第三者の相談内容は、仮にその内容が申立人のことであっても条例第 17 条第 6 号にも該当し、非開示とすべきものである。

以上のことから、今回の相談記録において非開示とした部分については、条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当するものであり、本件一部開示決定は妥当なものとする。

(2) その他の事項について

申立人は、その他実施機関における個人情報の取扱いに関し、実施機関が個人情報の不正取得等を行っていることを主張しているが、実施機関においては、老人福祉法をはじめとする関係法令に基づき、高齢者の保健福祉に関する様々な相談と支援の目的の範囲内において業務を実施しているところである。また、特定の個人を差別する取扱いを含め、申立人の主張については事実無根であるため、これらについては否定するものである。

5 審議会の判断

(1) 実施機関が非開示とした情報の非開示事由該当性について

① 条例第 17 条第 2 号該当性について

条例第 17 条第 2 号において、開示請求に係る本人以外の個人を識別できる情報や、特定の個人を識別できなくても開示することによりなお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報については非開示となる。

本件においては、非開示となった部分について、申立人不在の場所において、申立人以

外の第三者の相談に係る情報が記載されており、この情報は必ずしも申立人が知り得る情報とは言えないこと、また、個人の識別性を除いたとしても申立人以外の第三者の権利利益を害するおそれがあることから、申立人以外の第三者の氏名、電話番号及び相談内容等は条例第 17 条第 2 号に該当し、非開示とされるべきである。

② 条例第 17 条第 6 号該当性について

条例第 17 条第 6 号において、本市が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することによって、その事務又は事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報については非開示となる。

相談業務においては、その専門性から、相談者等の認識と異なる記載がなされることもありうるものであり、相談記録の内容について、開示することにより相談者等からの抗議や内容の修正要求を避けようとして正確な情報の記載がなされないと、適切で効果的な相談ができず、相談業務そのものの遂行に支障が生じるおそれがある。

そして開示請求者が、開示請求に係る個人情報の特定に当たって、自己を本人とする個人情報の全てといった特定の仕方をする場合においては、相談業務の特殊性に鑑み、非開示とされる部分が相当程度広範囲になることもありうる。

本件においては、非開示となった部分について、実施機関の専門的見地における、申立人に対する職員の観察や分析、判断、対応、方針等が記載されており、非開示部分を開示することにより実施機関の相談業務そのものの遂行に支障が生じるおそれがあることから、当該情報は条例第 17 条第 6 号に該当する。

(2) 実施機関に対する見分調査について

申立人は、開示された公文書の他にも対象となる公文書、特に、こころの健康相談の予約を管理した書類については一部開示決定されたこころの健康相談結果記録の他にも申立人の予約を管理した公文書が存在するはずであると主張するので、当審議会は、申立人が例示する公文書も含め、他に本件対象公文書に該当するものの存否を確認するため、実施機関に対し見分調査を行った。

その結果、平成 26 年 7 月までにおいては、職員は相談者から予約を受けた場合には、こころの健康相談結果記録に相談者の氏名、住所、連絡先等該当する事項を記載し、予約の変更または取消しがあった場合には、見え消し又は用紙の貼付による記載を行っていることが確認された。そして、上記期間においては、他にこころの健康相談の予約を管理した文書は認められなかった。

なお、本件開示請求後の平成 26 年 8 月からは、新たに「こころの健康相談予約票」の様式を作成し、予約管理を行っていることも確認された。

以上の他、申立人に関する公文書の存否を見分したが、実施機関から審議会に提出されたものの他に対象となる公文書は認められなかった。

(3) 申立人のその他の主張について

申立人は上記の他、異議申立書や意見書において、条例に違反する個人情報の収集がなされたこと、申立人が認識している事実と異なる記載があること等様々な意見や要望を述べているが、それらの意見等について判断することは当審議会の所掌の範囲を超えるものであり、また当該判断により上記の当審議会の結論が左右されるものでもない。

(4) 結論

以上のとおりであるから冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 32 号)

年 月 日	内 容
平成 26. 9. 1	・ 諮問を受けた
26. 9. 16	・ 実施機関（太白区保健福祉センター障害高齢課）から理由説明書を受理した
26. 9. 22	・ 申立人から意見書を受理した
26. 9. 29 (平成 26 年度第 3 回 個人情報保護審議会)	・ 実施機関から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
26. 10. 22 (平成 26 年度第 4 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
26. 11. 20	・ 実施機関に対し見分調査を行った
26. 12. 4 (平成 26 年度第 5 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
26. 12. 22 (平成 26 年度第 6 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った
27. 1. 19 (平成 26 年度第 7 回 個人情報保護審議会)	・ 諮問の審議を行った